

## 令和 3 年度実施事業について（予定）

### 1 令和 3 年度予算要望中の事業について

#### （1）消費生活相談に関するもの

消費生活相談員の報酬・共済費等

#### （2）消費者教育に関するもの

「暮らしの情報いずみ」の制作、啓発リーフレットの作成等

#### （3）計量検査に関するもの

生活関連商品等価格調査、単位価格表示調査、法律に基づく表示調査（製品安全 4 法と家庭用品品質表示法に基づく立入検査）、特定計量器定期検査委託等

#### （4）消費者行政推進交付金を活用するもの

##### ①高齢者向け啓発品の作成

##### ②ちばし消費者応援団事業

市内で消費者教育に関する活動を行っている団体や消費者教育に興味を持つ個人に対し「暮らしの情報いずみ」の送付や施設の貸出等の支援を実施

##### ③医療機関・町内自治会との連携事業

「暮らしの情報いずみ」の配架・回覧

##### ④消費者教育ポスター事業

消費生活に関するテーマについて小中学生を対象にポスターの募集及び優秀作品を活用した啓発品の作成・配布

##### ⑤消費者教育研究推進校事業

##### ⑥消費生活講座の情報保障（手話通訳・要約筆記者委託料）

#### （5）その他

審議会、消費生活センターの管理運営など

## 2 若年者への消費者教育について

### (1) 本市における若年層の相談状況

- ・令和元（平成31）年度の本市における消費生活相談件数8,331件中、20歳未満が190件、20～30歳未満が582件であった。
- ・賃貸アパートに関する相談が43件と最も多く、オンラインゲームの37件と続く。また、インターネット上でのトラブルも多い。

### (2) 民法改正による成年年齢の引下げ

#### 18歳の権利と義務

	父母の親権	未成年者 取消権	携帯電話の購入・クレ ジットカードの作成等	お酒・ たばこ
～2022年3月末	親権に服する	○	×	×
2022年4月1日～	親権に服さない	×	○	×

- ・より社会経験が未熟なまま成人になるため、消費生活相談の増加が予想される。

### (3) 本市における若年者むけ消費者教育のニーズ

#### 夏休み子供向け金銭教育講座の応募者数（児童のみ集計）

	H29	H30	R1
定員	90人（※）	90人	90人
応募者数	110人	121人	147人
倍率	1.22	1.34	1.63

※H29は当初定員30人で募集し、のちに90人に増員した。（R2は実施せず。）

### (4) 本市における若年者向け消費者教育

#### ① 消費者教育ポスター募集・展示

市内小中学校に依頼し、夏休みの課題として募集。令和元年度68点、令和2年度73点の応募。  
 テーマ「お金を大切にすること（小学生）」「スマートフォンの使い方（小中学生共通）」  
 「消費者トラブルにあわないために（中学生）」

#### ②-1 消費者教育研究推進校事業（旧名称：消費者教育モデル校事業）

【令和2年度推進指定校】・美浜打瀬小学校 ・稲毛高等学校

【支援内容】・消費者教育コーディネーター・消費生活相談員等の派遣による人的な支援  
 ・1校あたり5万円を上限とする物的な支援

#### ②-2 学校及び教育機関に対する授業支援（指定校以外）

【実践例】・適応指導教室（各区ライトポート）で不登校の児童・生徒に授業を実施

・県立高校や通信制高校での授業実践（家庭科・ビジネス基礎等）

・授業参観や保護者懇談会での金銭教育

・教員・指導者向け授業実践講座（教育センター、千葉市教育研究会の研修）